

平成 19 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁の行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 19 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

2. 平成 19 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 14 年 4 月 1 日金融庁訓令第 5 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 15 年 7 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 19 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価も併せて実施する。また、引き続き、政策評価と予算の連携強化を図る方向に沿って見直しを進める。

3. 実績評価方式による評価

（1）評価対象とする政策・目標の策定に当たっての考え方

金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている 3 つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っている。金融庁が実施する政策については、重点目標と関連づけつつ、中長期を見据えた視点から整理し、更に、各年度において重点的に取り組むべき施策を提示している。その際、可能な限りアウトカム（国民にもたらす成果）の視点から目標を捉えることとしている。

（2）平成 19 年度における重点施策等の策定方針

平成 19 年度の評価対象とする具体的な政策・目標は、別紙 1 「実績評価における政策・目標一覧」で示した「基本目標」、「重点目標」、「政策」及び「重点施策」のとおりとし、それぞれの重点施策の具体的な内容は、別紙 2 「各政策及び平成 19 年度重点施策」において整理している。

昨年度と比較すると、平成 19 年度においては、経済財政諮問会議や金融審議

会等での議論を踏まえ、我が国金融・資本市場の国際化に向けた対応について、「重点施策」の充実を図った。また、昨年度に成立した金融商品取引法制や改正資金業法等の適切かつ円滑な施行に向けて、利用者保護の徹底と利用者利便の向上の観点から「重点施策」の充実を図った。

一方、金融改革プログラムの対象期間の終了や、F I Uの移管等を踏まえ、「政策」、「重点施策」を整理した。

なお、本実施計画に掲げた政策・目標は、本実施計画策定時に見込まれるものであり、その後の状況の変化により変更があり得る。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各政策について、平成19年度の取組み状況を踏まえつつ、それぞれの目標に照らして達成状況の評価を行う。評価に当たっては、別紙3「評価の判断基準」を参考とする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、端的な結論の記述に当たっては、別紙4「端的な結論の基本類型」を参考とする。

平成19年度実績評価書は、平成20年8月末を目途として作成・公表する。

(4) 意見募集

評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法に関しては、意見募集を行い、幅広く意見を頂戴することとする。

4. 事業評価方式による評価

情報等の分野の事業について、平成20年度において予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なものについては事前評価を、過去に事前評価を実施し平成19年度に効果が発現する事業（モデル事業、成果重視事業を含む）については事後評価を、それぞれ事業評価方式にて評価を行う。

5. 総合評価方式による評価

「金融システム改革（日本版ビッグバン）」についての総合評価を引き続き実施する。

6. 規制の事前評価

平成19年10月から実施が義務付けられる規制の事前評価については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めるとともに、体制整備を進めつつ着実に実施していくこととする。

実績評価における政策・目標一覧（平成15～19年度）

（注）重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

| 法定任務 | 基本目標 | 重点目標 | 政策 | 平成19年度重点施策 | |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------|---|---|--|
| I 金融機能の安定 | 1 金融機関が健全に経営されていること | (1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること | ① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 金融機関のリスク管理の高度化 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 | |
| | | | ② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 金融検査評定制度の全面施行へ向けた対応 | |
| | | (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること | ① システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 | 預金保険制度の周知及び適切な運用 円滑な破綻処理のための態勢整備 | |
| | 2 金融システムの安定が確保されていること | (1) 金融システムの安定が確保されていること | ① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 | 国際的な金融監督のルール策定等への積極的な貢献等 | 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 海外監督当局との連携強化等 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 |
| | | | | ② 新興市場国の金融当局への技術支援 | 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 |
| | | (2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等 | | | |

| 平成19年度重点施策に係る参考指標 |
|--|
| オフサイト・モニタリングの実施状況 監督指針及び監督方針の策定・公表状況 モニタリング・システムの整備状況 金融機関に対するヒアリング等の実施状況 ソルベンシー・マージン比率の算出基準等についての告示改正の実施状況 金融コングロマリットのモニタリング実施状況 経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 公的資金の返済状況 金融機関等への資本参加の状況 経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 |
| 検査実施状況及び検査指摘状況等 オフサイト検査モニターのアンケート結果等 |
| 預金保険制度に係る広報活動の状況 りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 足利銀行の受皿選定作業の状況 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 関係機関との連携状況 |
| バーゼル委、IOSCO、IAIS等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況(国際的なルール策定作業、当庁の活動等) EPA交渉への参画状況 WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 海外監督当局等との意見及び情報交換の実施状況 FATF・APG総会への参画状況(参加人数等) |
| 研修事業等の実施状況 |

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

| 法定任務 | 基本目標 | 重点目標 | 政策 | 平成19年度重点施策 |
|---------------------|----------------------------|--|--------------------------------|---|
| Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護 | 1 国民が金融サービスを適切に利用できること | (1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること | ① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 | 投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 保険商品の販売・勧誘ルールの充実 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討 違法な経済取引の被害者救済に関する検討 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討 |
| | | | ② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 | 金融経済教育の充実 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備 金融行政に関する広報の充実 多重債務者のための相談体制等の整備 認定投資者保護団体制度の周知 |
| | | (2) 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること | ① 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 | 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備 |
| | | | ② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 | 会計基準の国際的な収斂の動向や経済・金融取引の変化等を踏まえた会計ルールの整備の促進 |
| | | | ③ 公認会計士監査の充実・強化 | 監査法人制度等のあり方の見直し 監査基準等の整備 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 諸外国の監査監督機関との協力・連携 |
| | 2 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること | (1) 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること | ① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 | 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 金融商品取引業者に対する的確な監督 貸金業者等に対する的確な監督 |
| | | | ② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 | 証券取引所の機能強化に向けた取組み 自主規制機関との適切な連携等 |
| | 3 市場が公正であること | (1) 証券市場において取引の公正が確保されていること | ① 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 | 犯則事件に対する厳正な調査の実施 不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施 ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施 証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施 証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施 |
| | | | ② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 | 証券取引所の機能強化に向けた取組み 自主規制機関との適切な連携等 |

| 平成19年度重点施策に係る参考指標 |
|---|
| 関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 保険契約者等保護のための施策の検討状況 日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談等件数 関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況 多重債務問題改善プログラムの実施状況 消費者信用に係る検討状況 違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等 預貯金者保護のあり方の検討状況等 |
| 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況(「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」) 金融庁ホームページ(「おしえて金融庁」等)へのアクセス件数 関係省庁・民間団体との連携状況(後援名義の付与件数) 高度金融人材の育成に関する検討状況 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 金融トラブル連絡調整協議会におけるアンケート調査 金融庁ホームページへのアクセス件数 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況 財務局における相談員の配置状況 相談マニュアルの周知状況 地方自治体における相談体制の整備状況 認定投資者保護団体制度の周知状況 |
| 開示制度に係る広報活動の状況 EDINETサイトへのアクセス件数 |
| コンバージェンスに係る会合等の状況 海外当局との対話等の状況 会計基準の整備状況 |
| 関係政令・内閣府令等の整備状況 監査基準等の整備状況 公認会計士等に対する処分状況(処分件数) 公認会計士・監査審査会の開催回数 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況(報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数) 試験の実施の更なる改善についての検討状況 広報の実施状況 監査監督機関との協力・連携の状況 |
| 監督指針等の整備状況 行政処分の実施状況 業務改善のフォローアップ状況 監督指針の整備状況 行政処分の実施状況 新規登録業者数 特例業務届出者数 事務ガイドラインの整備状況 認可法人設立認可の状況 行政処分の実施状況 |
| 犯則事件の告発件数 課徴金調査に係る勧告件数 課徴金納付命令件数 開示検査に係る勧告件数 課徴金納付命令件数 証券検査実施件数 勧告件数 パブリックコメントの実施状況等 情報受付件数 取引審査実施件数 |
| 取引所規則等の検討・実施状況 監督指針の整備状況 自主規制機関の取組み状況 |

(注) 重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

| 法定任務 | 基本目標 | 重点目標 | 政策 | 平成19年度重点施策 |
|----------|------------------------------------|---|---|--|
| Ⅲ 円滑な金融等 | 1 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること | (1) 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること | ① 個人投資家の参加拡大 | 安心して投資できる環境の整備 金融資産の有効活用に関する金融・証券税制改革の一層の推進 |
| | | (2) 金融インフラ等が整備されていること | ① 金融・資本市場等の機能拡充 | 金融・資本市場の機能拡充 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討 課徴金制度の見直し グリーンシート市場の活性化 証券取引所システムの信頼性の向上等 振替制度の適切かつ円滑な施行 円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備 |
| | | | ② ITの戦略的活用 | IT化に対応した事業者の資金調達手法の多様化 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討 |
| | | (3) 我が国金融市場の国際的地位が向上すること | ① 我が国金融・資本市場の国際化への対応 | 我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討 アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 |
| | | (4) 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること | ① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 | 地域密着型金融の推進 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進 |
| | (5) 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものとなっている | ① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応 | 郵政民営化法等を踏まえた適切な対応 政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応 | |
| | 2 金融機関の企業活動が活発に行われていること | (1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること | ① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 | 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 |
| | | | ② 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの更なる明確化 行政処分公表 金融行政に関する広報の充実（再掲） 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 |
| | 3 金融機関等が犯罪に利用されないこと | (1) 金融機関等が金融犯罪に利用されないこと | ① 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 | 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 |

| 平成19年度重点施策に係る参考指標 |
|--|
| 関連する政令・内閣府令等の整備状況 金融・資本市場への個人投資家の参加状況(個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移) 金融・資本市場への個人投資家の参加状況(同上) |
| 関連する政令・内閣府令等の整備状況 規制のあり方についての検討状況 課徴金制度のあり方の検討状況 日本証券業協会のワーキング・グループにおける検討状況 グリーンシート市場銘柄数、売買高、売買代金等 システム等の整備・進捗状況 各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況(関係政令・内閣府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等) 各振替制度の稼働状況 研究会等の検討状況 |
| 関係政令・内閣府令等の整備等の状況 FISC地区別セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 FISCシステム監査セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 |
| 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース) 各国取引所の時価総額比較 対外・対内証券投資額 各国取引所における内外の上場企業数の推移 高度金融人材の育成に関する検討状況(再掲) 協議等の実施状況 |
| 地域密着型金融の取組みのフォローアップの状況及び主な取組みの公表状況 利用者の声を把握する調査の実施状況 監督指針の整備状況 金融機関等への要請状況 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況 |
| 郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 政策金融改革関連政省令の整備状況 |
| 銀行代理業等の許可状況 証券仲介業の登録状況 信託業の免許・登録状況 金融商品取引法制の施行に対応した政令・内閣府令等の整備状況 信託法改正に対応した政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 平成16年改正の信託業法の見直しの検討状況 |
| 業界団体との意見交換会等の実施状況 ノーアクションレター制度の活用促進に向けた改正・検討の実施状況 ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数、回答件数 行政処分の公表状況 行政処分事例集の更新状況 「金融庁の行政処分について」の周知状況 金融庁ホームページへのアクセス件数 金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況(以上、再掲) 提供された情報件数 指摘事例集の公表状況 |
| 金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 |

(業務支援基盤整備に係る政策)

| 分野 | 課題 | 政策 | 平成19年度重点施策 |
|--------|---------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 1 人的資源 | (1) 専門性の高い人材の育成・強化 | ① 人材の育成・強化のための諸施策の実施 | 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 |
| 2 情報 | (1) 行政事務の効率化のための情報化 | ① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 | 業務・システムの最適化の実施 情報システム調達の適正化 |
| | (2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析 | ① 専門性の高い調査研究の実施 | 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施 |

| 平成19年度重点施策に係る参考指標 |
|--|
| 民間専門家の在職者数 研修実施件数及び受講者数 |
| 業務・システム最適化の実施状況 情報システム調達会議の開催実績 |
| 研究成果の公表状況(研究論文等の本数・分野) 庁内へのフィードバック状況(研究会、ワークショップ、勉強会の開催数) |

各政策及び平成 19 年度重点施策

| |
|-----------------------|
| 法定任務 I 金融機能の安定 |
|-----------------------|

| | |
|-------------|--|
| 基本目標 | I-1 金融機関が健全に経営されていること |
| 重点目標 | I-1-(1) 金融機関の自主的・持続的な取組みによる経営力強化が促進されること |
| 政策 | I-1-(1)-① 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 I-1-(1)-② 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 |

| | |
|-------------|---|
| 基本目標 | I-2 金融システムの安定が確保されていること |
| 重点目標 | I-2-(1) 金融システムの安定が確保されていること |
| 政策 | I-2-(1)-① システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 |
| 重点目標 | I-2-(2) 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等 |
| 政策 | I-2-(2)-① 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 I-2-(2)-② 新興市場国の金融当局への技術支援 |

政策 I-1-(1)-①

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等 |
| 測定指標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保の状況 ・各業態の健全性指標の状況 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-------------------------|---|--|
| 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 金融機関を巡る状況の変化を踏まえてヒアリング等のオフサイト・モニタリングを実施するとともに、徴求した各種データの計量的な分析に努める。 また、監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。 | ・オフサイト・モニタリングの実施状況 ・監督指針及び監督方針の策定・公表状況 ・モニタリング・システムの整備状況 |
| 金融機関のリスク管理の高度化 | バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）については、各金融機関がそれぞれ採用する手法に基づいて算定した自己資本比率の正確性や統合的なリスク管理態勢の整備及びそれらの開示の状況等について検査・監督を通じて検証していく。 また、20年3月期より実施される信用リスクの先進的内部格付手法等、採用に当たって承認を要する手法の採用を希望する金融機関について、その準備状況の把握に努めていくとともに、承認申請に対し、適切に対応する。 保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（平成19年4月3日公表）を踏まえ、同比率の算出基準等について定めた告示等の改正を行う。 さらに、銀行等においては不動産ファンド向け投融资等、新たな手法を通じた収益確保の動きがみられる。こうした新たな取引形態に伴うリスクが正確に把握・管理されているかについて引き続き検証を行っていく。 | ・金融機関に対するヒアリング等の実施状況 ・ソルベンシー・マージン比率の算出基準等についての告示改正の実施状況 |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 | 金融機関を巡るコングロマリット化の進展を踏まえてヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行う。 | ・金融コングロマリットのモニタリング実施状況 |
| 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 | <p>早期健全化法第5条第4項に基づき、資本増強行に対し、半期毎に経営健全化計画の履行状況報告を求め、当該報告を公表し、必要に応じて監督上の措置を講じるとともに、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</p> <p>また、金融機能強化法における株式等の引受け等に係る申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うほか、計画の履行を確保するための報告を徴求する等、監督上の必要な措置を講じる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・公的資金の返済状況 ・金融機関等への資本参加の状況 ・経営強化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 |

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局保険課、監督局証券課

政策 I-1-(1)-②

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条等 |
| 測定指標 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 (金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。) |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------|--|--|
| 金融実態に応じた確かな金融検査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者保護（説明責任及び契約の履行状況、苦情等処理態勢等）に係る検証を実施 最近の経済情勢の変化を踏まえた信用リスク管理態勢の検証を実施 高度化・複雑化する金融商品への運用状況を踏まえた検証を実施 金融コングロマリットの検査を実施、等 | <ul style="list-style-type: none"> 検査実施状況及び検査指摘状況等 |
| 金融検査評価制度の全面施行へ向けた対応 | 20 年 1 月の金融検査評価制度の全面施行に向け、金融庁及び財務局検査官の目線の一層の統一を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> オフサイト検査モニターのアンケート結果等 |

【担当課室名】

検査局総務課

政策 I - 2 - (1) - ①

システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。 【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等 |
| 測定指標 | システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備の状況 ・ 預金保険制度についての国民の理解の状況（アンケート調査等による預金保険制度の認知度） ・ 名寄せデータの整備状況 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|------------------|---|---|
| 預金保険制度の周知及び適切な運用 | 広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。 また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 | ・ 預金保険制度に係る広報活動の状況 ・ リソナグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・ 足利銀行の受皿選定作業の状況 |
| 円滑な破綻処理のための態勢整備 | 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上、初動対応の一層の円滑化・迅速化等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。 | ・ 名寄せ検査及び是正に向けた施策の実施状況 ・ 関係機関との連携状況 |

【担当課室名】

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

政策 I - 2 - (2) - ①

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること 【達成年次】 毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 |
| 測定指標 | 金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況（策定数） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|----------------------------------|--|--|
| 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 | 今後、パーゼル委において、自己資本の定義の見直しの必要性を 20 年より議論する予定であり、貢献できるよう準備を進める。また、I O S C O の各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。国内のソルベンシーマージン比率の見直しの検討においては、I A I S において議論されているソルベンシー評価に関する基準も、必要に応じて参照していく。 また、経済連携協定（E P A）交渉及び W T O における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展に向け、アジアの金融監督当局との協議の枠組みの強化を図るなど積極的に取り組んでいく。 | ・パーゼル委、I O S C O、I A I S 等の国際金融監督機関における国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等） ・E P A 交渉への参画状況 ・W T O における金融サービス自由化交渉への参画状況 |
| 海外監督当局との連携強化等 | 国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 米証券当局とのトップレベルでの定期的な会合の実施に向けた準備を 19 年央までに進める。 | ・海外監督当局等との意見及び情報交換の実施状況 |
| マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 | マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な基準を策定する政府間機関である F A T F（金融作業活動部会）及びアジア・太平洋地域における F A T F 型地域機関である A P G（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）に対し、積極的に参画していく。 特に、19 年度に予定されている F A T F 対日審査への十分な対応を行う。 | ・F A T F・A P G 総会への参画状況（参加人数等） |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

政策 I - 2 - (2) - ②**新興市場国の金融当局への技術支援**

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること 【達成年次】 毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 本政策は、中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。 |
| 測定指標 | 研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果) |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-----------------------------|---|--------------|
| 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 | アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。 | ・ 研修事業等の実施状況 |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

法定任務Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

| | |
|------|--|
| 基本目標 | Ⅱ－１ 国民が金融サービスを適切に利用できること |
| 重点目標 | Ⅱ－１－（１） 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること |
| 政 策 | Ⅱ－１－（１）－① 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 Ⅱ－１－（１）－② 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 |
| 重点目標 | Ⅱ－１－（２） 企業内容の情報開示の充実等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること |
| 政 策 | Ⅱ－１－（２）－① 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 Ⅱ－１－（２）－② 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 Ⅱ－１－（２）－③ 公認会計士監査の充実・強化 |

| | |
|------|------------------------------------|
| 基本目標 | Ⅱ－２ 金融機関等が金融サービスを公正に提供していること |
| 重点目標 | Ⅱ－２－（１） 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されていること |
| 政 策 | Ⅱ－２－（１）－① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 |

| | |
|------|---|
| 基本目標 | Ⅱ－３ 市場が公正であること |
| 重点目標 | Ⅱ－３－（１） 証券市場において取引の公正が確保されていること |
| 政 策 | Ⅱ－３－（１）－① 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 Ⅱ－３－（１）－② 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 |

政策Ⅱ－１－（１）－①

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）等 |
| 測定指標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 （金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルールの企画・立案等の状況により評価を行う。） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------------|--|--|
| 投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 | 幅広い金融商品・サービスに関する横断的な投資者保護法制である金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備を行い、制度の円滑な運用に向けて取り組む。 | ・関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 |
| 保険商品の販売・勧誘ルールの充実 | 保険契約者等の保護の観点から、保険契約における適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘ルールの充実を図るほか、生命保険のセーフティネットに関する財源措置のあり方について検討を行う。 また、広告審査態勢について、ガイドラインの見直し等を通じた一層の向上を業界団体に促していく。 | ・保険契約者等保護のための施策の検討状況 ・日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談等件数 |
| 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 | 改正貸金業法（平成 18 年 12 月成立）の適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備を行い、制度の円滑な運用に向けて取り組む。 また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施を促す。 | ・関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況 ・多重債務問題改善プログラムの実施状況 |
| 信用分野における消費者信用全体から見た幅広い検討 | 消費者信用分野における諸問題について、各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討する。 | ・消費者信用に係る検討状況 |

| | | |
|---|--|--------------------------------|
| <p>違法な経済取引の被害者救済に関する検討</p> | <p>違法な経済取引の被害者救済のため、被害財産の返還による損害回復等の枠組みを検討する。</p> | <p>・違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等</p> |
| <p>偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討</p> | <p>金融機関における情報セキュリティ対策の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。</p> <p>預貯金者保護法の附帯決議を踏まえ、盗難通帳及びインターネットバンキング犯罪に係る被害等について、被害発生状況等の把握に努め、また、関係各者とともに預貯金者保護のあり方につき必要な検討を行う。</p> | <p>・預貯金者保護のあり方の検討状況等</p> |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

政策Ⅱ－１－（１）－②

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | <p>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p> <p>【達成年次】毎年度</p> |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】「財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）等</p> |
| 測定指標 | <p>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」）等</p> |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-----------|---|--|
| 金融経済教育の充実 | <p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ホームページを通じた情報提供等を行う。</p> <p>特に、新たな多重債務者の発生を予防するための金融経済教育については、多重債務問題改善プログラムを踏まえ、関係省庁と連携し、強化していく。</p> <p>高度金融人材の育成について、金融・資本市場の競争力強化の観点から、国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成を目指し、必要な検討を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況（「証券投資に関する全国調査」、「金融に関する消費者アンケート調査」） ・金融庁ホームページ（「おしえて金融庁」等）へのアクセス件数 ・関係省庁・民間団体との連携状況（後援名義の付与件数） ・高度金融人材の育成に関する検討状況 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備</p> | <p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等について検討を行う。</p> <p>金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備について、金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 ・金融トラブル連絡調整協議会におけるアンケート調査 |
| <p>金融行政に関する広報の充実</p> | <p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ホームページについて、利用者の利便性向上の観点から、金融庁の政策や金融関連情報を積極的に発信するとともに、英文ホームページにおける海外への情報発信の充実・強化を図る。</p> <p>金融行政アドバイザーによる広報活動への参画を継続していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ホームページへのアクセス件数 ・金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 ・金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況 |
| <p>多重債務者のための相談体制等の整備</p> | <p>財務局において、多重債務者のための相談体制の強化、相談内容の充実を図る。</p> <p>地方自治体における多重債務相談担当者のための相談マニュアルを作成し、地方自治体等に周知する。</p> <p>相談マニュアルの内容を周知するためのシンポジウムや説明会を開催する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・財務局における相談員の配置状況 ・相談マニュアルの周知状況 ・地方自治体における相談体制の整備状況 |
| <p>認定投資者保護団体制度の周知</p> | <p>金融商品取引法制の施行に伴い、創設される認定投資者保護団体制度について、制度の周知等を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・認定投資者保護団体制度の周知状況 |

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課

政策Ⅱ－１－（２）－①

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条、第2条の2等 |
| 測定指標 | ・開示制度に係る広報活動の状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備 | 金融商品取引法制の施行に伴い、新たに導入される四半期報告制度、内部統制報告制度等の充実した広報を行うなど、金融商品取引法上の開示制度の円滑な施行に努める。 電子開示システム（EDINET）については、引き続き基盤整備等を行うこととし、また、平成18年3月に策定された最適化計画に基づき、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築を進める。20年4月より新システム稼働予定。 | ・開示制度に係る広報活動の状況 ・EDINETサイトへのアクセス件数 |

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

政策Ⅱ－１－（２）－②

会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準をめぐる国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。 【根拠】「経済財政運営と構造改革の基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）、「会計基準のコンバージェンスに向けて」意見書（平成 17 年 7 月 31 日公表） |
| 測定指標 | 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 （国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る会計基準の整備状況等により評価を行う。） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---|---|---|
| 会計基準の国際的な収斂の動向や経済・金融取引の変化等を踏まえた会計ルール整備の促進 | <p>会計基準の国際的なコンバージェンスの重要性について情報発信を行い、20 年初頭頃を目途に企業会計基準委員会（ASBJ）に対しコンバージェンスに向けた取組みを促す。</p> <p>また、EU、米国等と会計基準の相互承認に向けて積極的に対話を進めるとともに、会計基準等をめぐる国際的な議論に積極的に参画する。</p> <p>さらに、経済・金融取引の変化等を踏まえた ASBJ における会計基準等の整備を支援する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・コンバージェンスに係る会合等の状況 ・海外当局との対話等の状況 ・会計基準の整備状況 |

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局総務課国際室

政策Ⅱ－１－（２）－③

公認会計士監査の充実・強化

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 厳正な会計監査の確保を図ること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等 |
| 測定指標 | ・ 監査関連制度の整備状況 ・ 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------------------|--|---|
| 監査法人制度等のあり方の見直し | 公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年6月成立）の施行に向けて、関係政令・内閣府令等の整備を行い、制度の円滑な施行に向けて取り組む。 | ・ 関係政令・内閣府令等の整備状況 |
| 監査基準等の整備 | 企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等を踏まえ、監査基準等の整備を行う。 | ・ 監査基準等の整備状況 |
| 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 | 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。 | ・ 公認会計士等に対する処分状況（処分件数） |
| 監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 | 公認会計士法の規定に基づき、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する監査の品質管理レビューの審査を的確に行うとともに、必要に応じて監査の品質管理の観点から、監査法人等に対する検査を適切に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ監督官庁である金融庁に処分等の勧告を行う。 なお、公認会計士試験については、公認会計士の質を確保しつつ多様な人材を輩出していくとの現行試験制度の趣旨を踏まえ、試験の実施の更なる改善について検討するほか、広報の強化に努める。 | ・ 公認会計士・監査審査会の開催回数 ・ 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） ・ 試験の実施の更なる改善についての検討状況 ・ 広報の実施状況 |
| 諸外国の監査監督機関との協力・連携 | 監査監督にかかる協議・協力に関する公式の国際フォーラムが設立されたことや、各国の外国監査法人等に対する監視監督体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。 | ・ 監査監督機関との協力・連携の状況 |

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課

政策Ⅱ－２－（１）－①

金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等 |
| 測定指標 | 金融機関等の法令等遵守態勢の確立の状況 ・各種金融サービスに対する苦情・相談の内容・件数 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|----------------------|---|---|
| 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 | 監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 保険会社の保険金の不適切な不払い、支払漏れの問題についても、各社の業務改善の実施状況を検証し、再発防止に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針等の整備状況 ・行政処分の実施状況 ・業務改善のフォローアップ状況 |
| 金融商品取引業者に対する的確な監督 | 新たに施行される金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者等について、新たに監督対象となった金融商品・サービスの取扱いを含め的確な監督を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針の整備状況 ・行政処分の実施状況 ・新規登録業者数 ・特例業務届出者数 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| <p>貸金業者等に対する的確な監督</p> | <p>行為規制の厳格化、罰則の強化等を内容とする改正貸金業法等に基づき、貸金業者について厳正かつ的確な監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止、登録取消及び新たな監督手法として導入された業務改善命令による的確な監督 ・法改正の影響も含めた貸金業者の実態把握 <p>ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の排除のため、ヤミ金融等被害対策会議等（財務局・都道府県・捜査当局）を通じ連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の実態等に関する情報交換や意見交換 ・提供されたヤミ金融業者や悪質な貸金業者に関する情報の適切な処理 <p>改正貸金業法等に基づく事務ガイドラインの改正や新協会の認可に適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法に基づく貸金業に関する事務ガイドラインの改正 ・貸金業界の自主規制機関となる認可法人貸金業協会の設立の認可 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務ガイドラインの整備状況 ・認可法人設立認可の状況 ・行政処分の実施状況 |
|-----------------------|---|--|

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

政策Ⅱ－３－（１）－①

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 【根拠】金融商品取引法 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定） |
| 測定指標 | 検査・調査等の実施状況 （取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------------|--|-----------------------------|
| 犯則事件に対する厳正な調査の実施 | 証券取引等の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。 また、証券犯罪の徹底摘発に向けて、犯則調査体制の充実・強化を図る。 | ・犯則事件の告発件数 |
| 不公正取引に対する的確な課徴金調査の実施 | インサイダー取引等の違反行為に対して規制の実効性を確保するため、的確な課徴金調査を実施し、よりきめ細かい監視を行う。調査の結果、法令違反行為が認められた場合には課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。 また、法令違反の疑いがある行為を幅広く調査するため、課徴金調査体制の充実・強化を図る。 | ・課徴金調査に係る勧告件数 ・課徴金納付命令件数 |
| ディスクロージャー違反に対する的確な開示検査の実施 | ディスクロージャー制度の信頼性の確保及び投資者保護のため、有価証券報告書等の開示書類の適正性についての的確な検査等を実施し、検査等の結果、虚偽記載等が認められた場合には、訂正報告書等の提出命令及び課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。 また、金融商品取引法施行による開示検査対象の拡大に適切に対応するため、開示検査体制の充実・強化を図る。 | ・開示検査に係る勧告件数 ・課徴金納付命令件数 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>証券会社等に対する的確かつ効率的な検査の実施</p> | <p>証券市場の動向等に関する各種情報・資料を総合的に勘案するとともに、金融商品取引法の施行を見据え、検査方針・検査計画を策定する。</p> <p>これを踏まえ、証券会社等の法令遵守状況を検証するとともに、業務の状況等を的確に把握し、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を行うよう勧告を行う。</p> <p>19年9月に予定されている金融商品取引法全面施行に伴う規制の横断化等に対応するため、現行の「証券検査マニュアル」等の抜本的な見直し及びその周知とともに、的確かつ効率的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・証券検査実施件数 ・勧告件数 ・パブリックコメントの実施状況等 |
| <p>証券市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施</p> | <p>証券市場の様々な動きについて、自主規制機関との緊密な連携も図りつつ、幅広く情報の収集・分析を行い、法令違反の疑いのある取引に対して迅速な審査を実施する。</p> <p>なお、クロスボーダー取引における不公正取引に対して、海外証券規制当局との協力関係に努め、積極的な情報交換等を行う。</p> <p>また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・情報受付件数 ・取引審査実施件数 |

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室

政策Ⅱ－３－（１）－②

取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 【根拠】金融商品取引法第１条、証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理（平成１８年６月３０日公表）等 |
| 測定指標 | 証券取引に関する苦情・相談の内容・件数 |

【平成１９年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-------------------|--|-----------------------------|
| 証券取引所の機能強化に向けた取組み | 市場取引の公正・円滑を確保するため、取引所規則の設定や、適切な市場運営に向けた取組みを促す。 | ・取引所規則等の検討・実施状況 |
| 自主規制機関との適切な連携等 | 監督上必要な情報について、当局と自主規制機関において情報交換を適切に行うとともに、積極的な意見交換等を通じてリスクの存在や問題意識の共有を図る。 「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理」を受けて、日本証券業協会で行っている自主規制規則の検討・実施状況についてフォローアップを行う。 また、横断的で隙間のない利用者保護の徹底という金融商品取引法の趣旨を強い自主規制機能を通じて実現するため、各自主規制機関の連携の強化・機能の拡充を図る。 | ・監督指針の整備状況 ・自主規制機関の取組み状況 |

【担当課室名】

総務企画局市場課、監督局証券課

法定任務Ⅲ 円滑な金融等

| | |
|------|---|
| 基本目標 | Ⅲ－１ 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること |
| 重点目標 | Ⅲ－１－（１） 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること |
| 政策 | Ⅲ－１－（１）－① 個人投資家の参加拡大 |
| 重点目標 | Ⅲ－１－（２） 金融インフラ等が整備されていること |
| 政策 | Ⅲ－１－（２）－① 金融・資本市場等の機能拡充 Ⅲ－１－（２）－② ＩＴの戦略的活用 |
| 重点目標 | Ⅲ－１－（３） 我が国金融市場の国際的地位が向上すること |
| 政策 | Ⅲ－１－（３）－① 我が国金融・資本市場の国際化への対応 |
| 重点目標 | Ⅲ－１－（４） 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること |
| 政策 | Ⅲ－１－（４）－① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 |
| 重点目標 | Ⅲ－１－（５） 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものとなっていること |
| 政策 | Ⅲ－１－（５）－① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応 |

| | |
|------|---|
| 基本目標 | Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われていること |
| 重点目標 | Ⅲ－２－（１） 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること |
| 政策 | Ⅲ－２－（１）－① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 Ⅲ－２－（１）－② 金融行政の透明性・予測可能性の向上 |

| | |
|------|-----------------------------------|
| 基本目標 | Ⅲ－３ 金融機関等が犯罪に利用されないこと |
| 重点目標 | Ⅲ－３－（１） 金融機関等が犯罪に利用されないこと |
| 政 策 | Ⅲ－３－（１）－① 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 |

政策Ⅲ－１－（１）－①

個人投資家の参加拡大

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。 【根拠】第164回国会 総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）等 |
| 測定指標 | 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|------------------------------|---|---|
| 安心して投資できる環境の整備 | 幅広い金融商品・サービスに関する横断的法制である金融商品取引法の施行に向けて、政令・内閣府令等の整備を行い、制度の適切かつ円滑な施行に向けて取り組む。 | ・関連する政令・内閣府令等の整備状況 ・金融・資本市場への個人投資家の参加状況（個人金融資産に占める株式・投資信託の割合、個人株主数、特定口座数の推移） |
| 金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進 | 平成20年度税制改正においては、 ①「貯蓄から投資へ」という政府の基本的な方針 ②配当、譲渡益の二重課税の問題 ③諸外国の金融税制との比較 等を踏まえ、金融資産の有効活用、及び、我が国金融・資本市場の国際的な競争力確保に資する金融・証券税制のあり方を検討し、税制当局に対し必要な要望を行う。 | ・金融・資本市場への個人投資家の参加状況（同上） |

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

政策Ⅲ－１－（２）－①

金融・資本市場等の機能拡充

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融・資本市場等の機能が拡充すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第 1 次）」（平成 19 年 6 月 13 日公表）、「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）」（平成 18 年 4 月 26 日金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するWG公表） |
| 測定指標 | 金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況（金融・資本市場等の機能を拡充させるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|----------------------------|---|--------------------|
| 金融・資本市場の機能拡充 | 公正・透明で魅力ある市場を構築するための包括的・横断的法制である金融商品取引法の施行に向けて、政令・内閣府令等の整備を行い、制度の適切かつ円滑な施行に向けて取り組む。 | ・関連する政令・内閣府令等の整備状況 |
| 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討 | 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方については、利用者利便の向上、金融機関の適切かつ効率的な業務運営の確保の観点とともに、利益相反や優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、検討を開始する。 | ・規制のあり方についての検討状況 |
| 課徴金制度の見直し | 平成 17 年の証券取引法改正において導入された課徴金制度のあり方について、市場の公正性・透明性の一層の向上を図り、より実効的な抑止効果をもたらす観点から、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会において現在進められている見直しの検討結果やこれまでの実施状況も踏まえ、あり方を検討する。 | ・課徴金制度のあり方の検討状況 |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| グリーンシート市場の活性化 | 上場廃止銘柄等の取扱いに関する制度整備に向けた日本証券業協会のワーキング・グループにおける議論の状況を適宜把握していくとともに、必要に応じて意見交換等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会のワーキング・グループにおける検討状況 ・グリーンシート市場銘柄数、売買高、売買代金等 |
| 証券取引所システムの信頼性の向上等 | 金融・資本市場の信頼性を向上させるため、証券取引所が行う証券取引所のシステムの信頼性向上・高度化等の取組みに対して、必要な監督等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム等の整備・進捗状況 |
| 振替制度の適切かつ円滑な施行 | 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」に関する政令・命令の改正に向けて関係省庁や実務界との協議を続けていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各振替制度の円滑な稼働に向けた取組みの状況（関係政令・内閣府令の整備に向けた関係省庁及び実務界との協議等） ・各振替制度の稼働状況 |
| 円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備 | 電子マネー等の新たな電子的支払サービスを含めた資金決済に関するサービスの発展のための環境整備のあり方について、利用者保護、資金決済システムの安定性等の観点から、幅広く検討を行っていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究会等の検討状況 |

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局企画課調査室

政策Ⅲ－１－（２）－②

ITの戦略的活用

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融インフラ等がIT化等に対応したものとなること 【達成年次】19年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定） |
| 測定指標 | ・電子記録債権法の関係政令・内閣府令等の整備等の状況 ・セミナー参加者に対するアンケート調査の結果 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|--|--|---|
| IT化に対応した事業者の資金調達手法の多様化 | 事業者の資金調達環境を整備するため、電子記録債権法（平成19年6月成立）の適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携する。 | ・関係政令・内閣府令等の整備等の状況 |
| 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討 | 金融機関、ITベンダーへの実態調査を通じて、金融機関におけるITの戦略的活用のあり方について調査・検討を行う。具体的には、（財）金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、その成果については、FISC地区別セミナー等を活用して、金融機関等に対し広報を行う。 また、FISCシステム監査セミナーに講師を派遣し、金融機関等に対し、金融分野でのIT投資、情報セキュリティについての情報提供を実施する。 | ・FISC地区別セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 ・FISCシステム監査セミナー参加者に対して実施予定のアンケート調査 |

【担当課室名】

総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課

政策Ⅲ－１－（３）－①

我が国金融・資本市場の国際化への対応

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。</p> <p>【根拠】金融担当大臣所信表明演説（平成19年通常国会）、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第1次）」（平成19年6月13日公表）</p> |
| 測定指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ・世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ・各国取引所の時価総額比較 ・対外・対内証券投資額 ・各国取引所における内外の上場企業数の推移 |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|----------------------|--|---|
| 我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討 | 我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向け、内外の有識者をメンバーとした「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において、必要な課題について検討を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ・世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ・各国取引所の時価総額比較 ・対外・対内証券投資額 ・各国取引所における内外の上場企業数の推移 ・高度金融人材の育成に関する検討状況（再掲） |

| | | |
|----------------------|---|-----------|
| アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 | 金融インフラの整備およびその実効性等に焦点を絞って、アジア諸国の金融セクターの現状や新たな動きを毎年行うテーマ研究や年1回の二国間協議、アタッシェ会議等により、定期的に把握していく。 | ・協議等の実施状況 |
|----------------------|---|-----------|

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局総務課国際室、総務企画局総務課

政策Ⅲ－１－（４）－①

地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、金融審議会金融分科会第二部会報告書「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」、「金融改革プログラム」終了にあたっての所感（大臣発言）等 |
| 測定指標 | ○地域密着型金融の推進の状況 ・取引先企業の支援の取組み状況 ・中小企業に適した資金供給手法の取組み状況 ・地域経済への貢献の取組み状況 ○中小企業金融の円滑化の状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況 ・中小企業に対する貸出の状況（（中小企業に対する）貸出態度判断 D. I. 等） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進状況 |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|------------|---|---|
| 地域密着型金融の推進 | 19 年 4 月に公表された金融審議会金融分科会第二部会報告書を踏まえ、監督指針の改定や関係省庁との連携強化を行うこと等を通じ、引き続き、地域密着型金融の推進を図る。 金融機関に共通して取組みを求める以下の 3 項目については、金融機関に年 1 回程度定期的な公表、報告を求め、当局からも実績を公表する。 （1）ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化 （2）事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 （3）地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献 また、同報告書において、信用金庫・信用組合の経営力強化に向けた一層の取組みが求められていることを踏まえ、監督指針の改正や定期的なヒアリング等による十分なフォローアップを行う。 | ・地域密着型金融の取組みのフォローアップの状況及び主な取組みの公表状況 ・利用者の声を把握する調査の実施状況 ・監督指針の整備状況 |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| <p>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進</p> | <p>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進や中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めることなどについて、再チャレンジ支援総合プランをも踏まえ、金融機関等との意見交換会等において要請する。</p> <p>また、金融機関における中小企業金融の円滑化に向けた各種取組み状況をフォローアップしていく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等への要請状況 ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組み状況 |
|----------------------------------|---|--|

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課

政策Ⅲ－１－（５）－①

「官から民へ」の改革に対する適切な対応

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）等 |
| 測定指標 | 「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況 （「官から民へ」の改革に適切に対応していくためには、以下の重点施策を実施していくことが必要であり、施策に係る対応状況等により評価を行う。） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|------------------------|--|--------------------------|
| 郵政民営化法等を踏まえた適切な対応 | 郵政民営化法により、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、平成 19 年 10 月から銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社となることから、各業法に基づき、他の金融機関と同様に適切な監督を行っていく。 また、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命より新規業務に係る認可申請が行われた場合には適切に対応する。 これらに先立ち、19 年 4 月 27 日に日本郵政株式会社から提出された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」が、適正かつ円滑に各承継会社等に業務を引き継がせるものとなっているかを適切にチェックし、認可手続きを行う。 | ・郵政民営化に係る実施計画の認可に関する対応状況 |
| 政策金融改革の基本方針等を踏まえた適切な対応 | 日本政策投資銀行・商工組合中央金庫の民営化が、円滑に実施されるよう、政策金融改革の基本方針等を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、移行期に向けた適切な対応を行う。 | ・政策金融改革関連政省令の整備状況 |

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局企画課信用制度参事官室

政策Ⅲ－２－（１）－①

多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 【根拠】第164回国会 総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）等 |
| 測定指標 | ・関連する制度の企画・立案等の状況 ・金融商品・サービスの提供状況（銀行代理業等の許可状況、証券仲介業の登録状況、信託業の免許・登録状況等） |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------|---|---|
| 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 | 銀行法等改正法を踏まえ、今後の銀行代理業への参入状況等を勘案し、制度の見直しの必要性等を検討していく。また、銀行等による保険販売規制の見直しについては、適切なモニタリングを行う。 業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制の適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組む。 信託法改正法に対応した信託業法の改正を含む信託法整備法（平成18年12月成立）の施行に向けて、関係政令・内閣府令等及び監督指針の整備を行い、制度の適切かつ円滑な施行に向けて取り組む。また、平成16年に改正された信託業法の施行の状況を勘案し、制度の見直しの必要性等を幅広く検討していく。 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行代理業等の許可状況 証券仲介業の登録状況 信託業の免許・登録状況 金融商品取引法制の施行に対応した政令・内閣府令等の整備状況 信託法改正に対応した政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 平成16年改正の信託業法の見直しの検討状況 |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信託法令準備室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局保険課、監督局銀行第一課

政策Ⅲ－２－（１）－②

金融行政の透明性・予測可能性の向上

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融行政の透明性・予測可能性が向上すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。 |
| 測定指標 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 (金融行政の透明性・予測可能性が向上するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る実施状況により評価するものである。) |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-------------------------------|--|--|
| ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの変更の明確化 | <p>ルールの解釈・適用に関する予見可能性を高めるため、業界団体等とのコミュニケーションの一層の促進を図る。</p> <p>「行政機関による法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）の導入について」（閣議決定）の改正等を踏まえ、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」及び各業態の監督指針を改正し、併せて、金融庁独自の取組みについて検討を行う。</p> <p>また、利用者の利便性向上及び制度利用の活性化に向け、ノーアクションレター等についてホームページ等を活用した周知徹底を一層進めていく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体との意見交換会等の実施状況 ・ノーアクションレター制度の活用促進に向けた改正・検討の実施状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数、回答件数 |
| 行政処分の公表 | <p>金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。</p> <p>また、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて示した「金融上の行政処分について」（19年3月公表）の業界への周知を引き続き図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の公表状況 ・行政処分事例集の更新状況 ・「金融上の行政処分について」の周知状況 |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 金融行政に関する 広報の充実（再掲） | <p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ホームページについて、利用者の利便性向上の観点から、金融庁の政策や金融関連情報を積極的に発信するとともに、英文ホームページにおける海外への情報発信の充実・強化を図る。</p> <p>金融行政アドバイザーによる広報活動への参画を継続していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ホームページへのアクセス件数 ・金融庁ホームページへの新着情報配信サービス登録件数 ・金融行政アドバイザーによる広報活動への参画状況 |
| 金融庁法令等遵守 調査室の積極的活用 | <p>信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・提供された情報件数 |
| 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 | <p>金融機関を巡るリスクの多様化（ファンド商品・仕組債の保有等）や利用者保護の徹底（デリバティブ預金・保険商品の販売に係る説明責任等）に関連する最新事例を含めた、指摘事例集を作成・公表する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指摘事例集の公表状況 |

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局総務課、総務企画局政策課（再掲）、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課

政策Ⅲ－３－（１）－①

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融機関の預金口座を不正に利用されないこと 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 【根拠】主要行等向けの総合的な監督指針等 |
| 測定指標 | 金融機関の預金口座の不正利用防止の状況 ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況（全国銀行協会公表） |

【平成19年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|-----------------------|--|--|
| 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 | 預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう恊働する。 | ・金融機関に対する預金口座の不正利用に関する情報の提供と活用の状況 ・意見交換等の状況 |

【担当課室名】

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室

業務支援基盤整備に係る政策

| | |
|-----|-------------------------------|
| 分 野 | 1 人的資源 |
| 課 題 | 1－（１） 専門性の高い人材の育成・強化 |
| 政 策 | 1－（１）－① 人材の育成・強化のための諸施策の実施 |

| | |
|-----|--|
| 分 野 | 2 情報 |
| 課 題 | 2－（１） 行政事務の効率化のための情報化 |
| 政 策 | 2－（１）－① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 |
| 課 題 | 2－（２） 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析 |
| 政 策 | 2－（２）－① 専門性の高い調査研究の実施 |

政策 1 - (1) - ①

人材の育成・強化のための諸施策の実施

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 行政ニーズに応じた人材の確保・育成 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融・資本市場の複雑化や国際化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日） |
| 測定指標 | 研修の実施状況等（対前年度比で測定） |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------|---|--------------------------------|
| 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 | 金融の複雑化・高度化に的確に対応していくため、高度な専門的な知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。 また、金融実務に関する専門的な研修について引き続き実施していくとともに、国際化に対応するために語学研修の充実を図っていく。 | ・ 民間専門家の在職者数 ・ 研修実施件数及び受講者数 |

【担当課室名】

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

政策 2 - (1) - ①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標① | 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること 【達成年次】各最適化計画に掲げた年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等 |
| 測定指標 | 業務・システム最適化の実施状況 |

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標② | 情報システム調達最適化を図ること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等 |
| 測定指標 | 情報システム調達会議の開催実績 |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|----------------|--|------------------|
| 業務・システムの最適化の実施 | 次に掲げる業務・システム最適化計画に従い、20 年度までに設計・開発等を進め、経費の削減と業務処理時間の短縮等、業務の効率化を図っていく。 ・金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画 ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画 ・金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画 | ・業務・システム最適化の実施状況 |
| 情報システム調達の適正化 | 情報システム調達については、長官をヘッドとする「情報システム調達会議」で調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。 | ・情報システム調達会議の開催実績 |

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

政策 2 - (2) - ①**専門性の高い調査研究の実施**

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日） |
| 測定指標 | 金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況 |

【平成 19 年度重点施策】

| 重点施策 | 実施内容 | 参考指標 |
|---------------------|---|--|
| 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施 | 金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を研究論文等の形でインターネット等の手段により国内外に情報発信するとともに、研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の公表状況（研究論文等の本数・分野） ・庁内へのフィードバック状況（研究会、ワークショップ、勉強会の開催数） |

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

【端的な結論の基本類型】

1. 平成19事務年度で政策の主な施策が終了するもの

| |
|--------------|
| 政策は達成された。 |
| 政策は達成されなかった。 |

2. 平成20事務年度以降も政策が継続するもの

| | |
|--------------------------|--|
| 現時点で成果の発現が予定されるもの | 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。 |
| | 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。 |
| | 政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。 |
| 平成20事務年度以降に成果の発現が予定されるもの | 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。 |
| | 現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。 |